

M A K U B E T S U ●

幕別町都市計画 マスタープラン

【概要版】



令和3年3月

1 都市計画マスタープラン策定の概要

(1) 都市計画マスタープランとは

- ・市町村の都市計画に関する基本的な方針です
- ・市町村が創意工夫のもと町民の意見を反映させ、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施策の計画などをきめ細かく、かつ総合的に示したものです
- ・具体の都市計画をはじめとしたまちづくりの施策の根拠となるものです

(2) 目的と役割

①目的

- ・地域の特性を考慮しながら町民意向を反映させた独自の都市づくりの将来ビジョン、地域別の市街地像を確立し、実現化の方策を示すことを目的として平成 15 年度に「都市計画マスタープラン」を策定しました
- ・その後、少子高齢化の進行、経済情勢の停滞、厳しさを増す財政状況など社会環境が大きく変化する中、令和 2 年度に目標年次を迎えることから、全体見直しを行います

②役割

- ・実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにします
- ・町民と行政の共通の目標とします
- ・個別の都市計画相互の調整を図ります
- ・具体的な都市計画の決定・変更の指針となります

③位置づけ

- ・都市計画マスタープランは、「第 6 期幕別町総合計画」に基づく都市計画分野に関する部門別計画です
- ・令和 2 年度見直しの「帯広圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「第 6 期幕別町総合計画」に即するものです
- ・幕別町の他の個別計画（地域防災計画、農業・農村振興計画等）との整合・連携を図った計画です
- ・用途地域や都市計画道路などの個別の都市計画は、「都市計画マスタープラン」に即して作成することとなります

(3) 策定体制

- ・「事務局」を都市計画課に設置し、情報収集、資料作成・提供、全体調整、素案のとりまとめ及び北海道との協議を行います
- ・策定組織として、庁内各部署から組織される「策定委員会」を設置します
- ・住民参画として「アンケート調査」、「地域住民意見交換会」、「各種団体意見交換」、「住民説明会」及び「パブリックコメント」を実施して合意を形成します
- ・都市計画審議会等を経て、幕別町都市計画マスタープランとして決定します

(4) 計画期間と対象区域

①計画期間

- ・概ね 20 年後の都市の姿を見据え、令和 3 年度から令和 22 年度を計画期間として設定します
- ・社会情勢の変化や幕別町の都市の動向を考慮し、状況に応じて随時見直しを行います

②対象区域

- ・対象区域は幕別町都市計画区域（8,174.0ha）とします

(5) 計画の全体構成

①全体構想

- ・現在の社会経済情勢等を踏まえ、本町だけではなく、周辺地域を含めた大きな視点からまちづくりの方針を示すもので、次の項目により構成します

1. 見直しの方針
2. 都市づくりの視点
3. 目指すべき都市の姿
4. 計画フレーム
5. 将来都市構造

②部門別構想

- ・全体構想から部門別の方針を示すもので、次の項目により構成します

1. 土地利用の方針
2. 道路・交通体系の方針
3. 公園・緑地の整備方針
4. 下水道及び河川の整備方針
5. 安全・安心な都市づくりの方針
6. 市街地の整備方針

③地域別構想

- ・目指すべき都市の姿の実現のため、地域の特性を踏まえ、町民の身近な視点から街づくりを進める指針としての役割を担うもので、次の地域により構成します

1. 幕別地域
2. 札内地域

(6) 住民意向の反映

①町民アンケート

- ・2,000 名の方を対象に実施しました
- ・638 名（回収率 31.9%）から回答がありました

②地域別意見交換会

- ・素案の作成において、地域別に住民参加による意見交換会を開催しました
- ・3 地域・3 会場で、合計 47 名の方の参加をいただき、日常生活や各地域の課題、まちづくりや、安全・安心に関わる内容など、様々な意見が出されました

③パブリックコメント

- ・原案の作成において、住民の方々のご意見を広く反映させるため、パブリックコメントを実施し、1 人から意見の提出がありました

2 都市づくりの課題と全体構想

(1) 都市づくりの課題

① 少子高齢化に対応した都市の形成

- ・公共交通機関の維持や利便性の向上
- ・ユニバーサルデザインに配慮した誰にでもやさしい施設形成

② 既成市街地における活力低下への対応

- ・空き地・空き家の活用等による移住・定住の促進
- ・人口減少及び少子高齢化を見据えた活気に満ちた商店街づくり

③ 公共施設やインフラ施設の有効活用と適正管理

- ・公共施設等の適正な配置
- ・主要幹線道路等の整備を国・道に要請
- ・将来の都市づくりを考慮した道路網の形成

④ 自然環境との共生と安全・安心な都市の形成

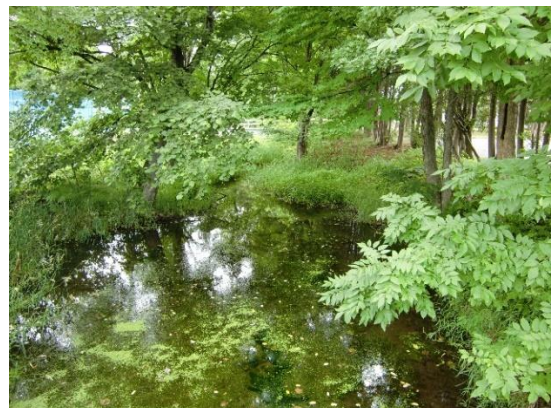
- ・水と緑が豊かな潤いのある都市づくり
- ・国土強靱化地域計画に基づいた都市づくり

(2) 見直しの方針

- ・都市づくりの視点及び目指すべき都市の姿の明確化
- ・各種計画と有機的に関連づけ、都市計画の各部門、各地域の計画への反映
- ・持続可能な開発目標（SDGs）への寄与
- ・第6期幕別町総合計画の町の将来像や基本目標との整合

(3) 都市づくりの視点

- ・健全な市街地を維持する効率的な都市づくり
- ・利便性の高い公共交通の確保と人にやさしい都市づくり
- ・持続可能な行政サービスの提供による都市づくり
- ・自然環境の保全・活用と災害に強い都市づくり



千住川

(4) 目指すべき都市の姿と計画フレーム

① 目指すべき都市の姿

- ・ 恵まれた自然環境を都市に取り込みながら、これまで発展してきた「まち」を維持して、多くの町民がふれあい、あたたかい地域社会をつくり、活力と魅力あふれる都市の姿を目指し、将来都市像を次のとおり定めます

「都市と自然が融合する持続可能な調和都市 まくべつ」

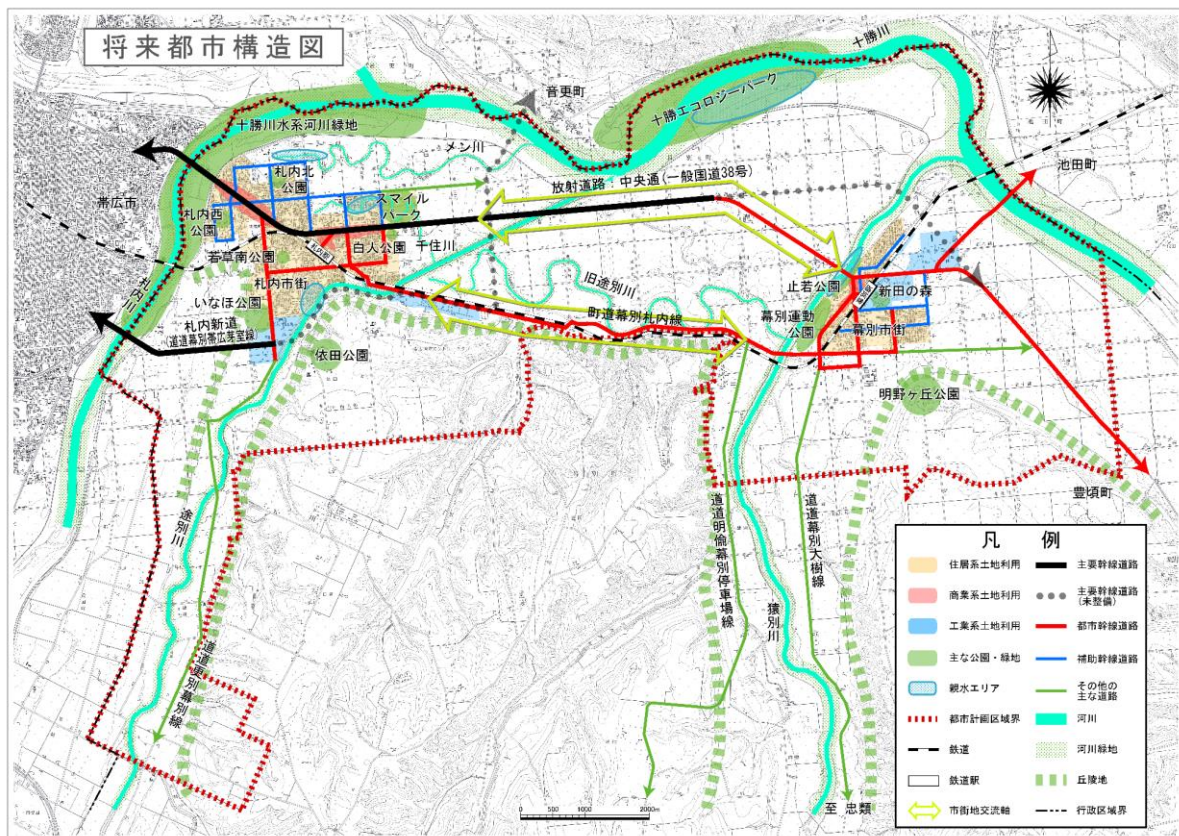
② まちづくりの目標

- ・ 幕別地区と札内地区がともに持続するまちづくり
- ・ 都市と自然が融合する活気とゆとりある生活環境づくり
- ・ 安全・安心による防災まちづくり

③ 計画フレーム

- ・ 令和22年の将来人口は「国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口」において推計された23,805人とし（幕別町人口ビジョンでは23,085人）

(5) 将来都市構造



3 部門別構想

(1) 土地利用

- ・住宅地、商業地及び工業地などをバランスよく配置して、それぞれの役割に応じた適正な土地利用を図ります
- ・今後、想定される新たな土地需要に対しては、既成市街地に存在する低・未利用地の利活用を図ります
- ・土地利用計画に合致した開発計画の誘導や、開発計画に合致するよう都市計画制度の運用を図ります
- ・空き地・空き家の顕在化について、利活用に向けた検討を進めます
- ・幕別地区と札内地区の二つの市街地について、機能の維持・拡充に務めて、それぞれの市街地の特色を活かした個性ある都市づくりを進めます

①住宅地

- ・今後は空き家や低未利用地の利活用により、緑豊かなゆとりある良好な住宅地の形成を図ります
- ・既存の公共施設の再編や適正な配置に努めながら地区計画などにより良好な住環境の維持に努めます
- ・利便性の高い住宅地は、中密度の土地利用を図り、利便性の高さと良好な住環境が調和した住宅地の形成を図ります

②商業地

- ・J R 幕別駅及び札内駅周辺を地域商業業務地として、日常生活を送る上で子育て世代や高齢者にとって利便性が高い商業地の形成を図ります
- ・国道 38 号沿道などの主要な幹線道路に沿道商業業務地を配置し、周辺の住環境等に配慮しながら、利便性の確保、沿道サービス機能の向上を図ります

③工業地

- ・圏域環状道路の沿線に位置するリバーサイド幕別のほか、札内東工業団地、明野工業団地については、主要な幹線道路等に隣接する立地条件を活かし、地区特性を踏まえた広域的な工業拠点の形成を図ります
- ・主要幹線道路の早期整備を要請し、低未利用地の利活用を促進します

④市街化調整区域

- ・市街地を取り巻く農地のうち、農業振興地域の農用地区域として指定されたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として位置づけ、幕別町の基幹産業である農業の振興を促し、適切な維持・保全に努めます

⑤その他の土地利用

- ・依田地区、途別地区、猿別地区及び文京地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制します

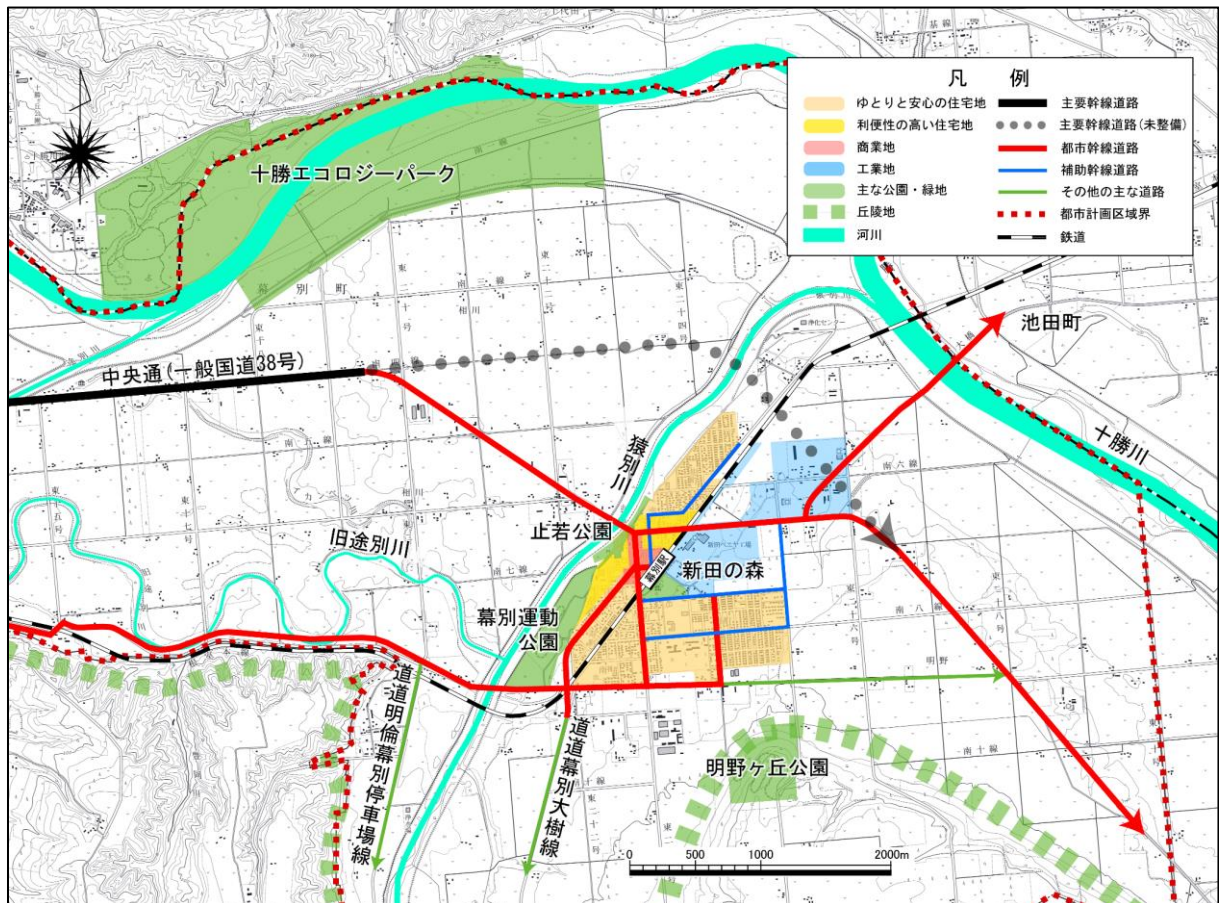


図 土地利用計画図(幕別)

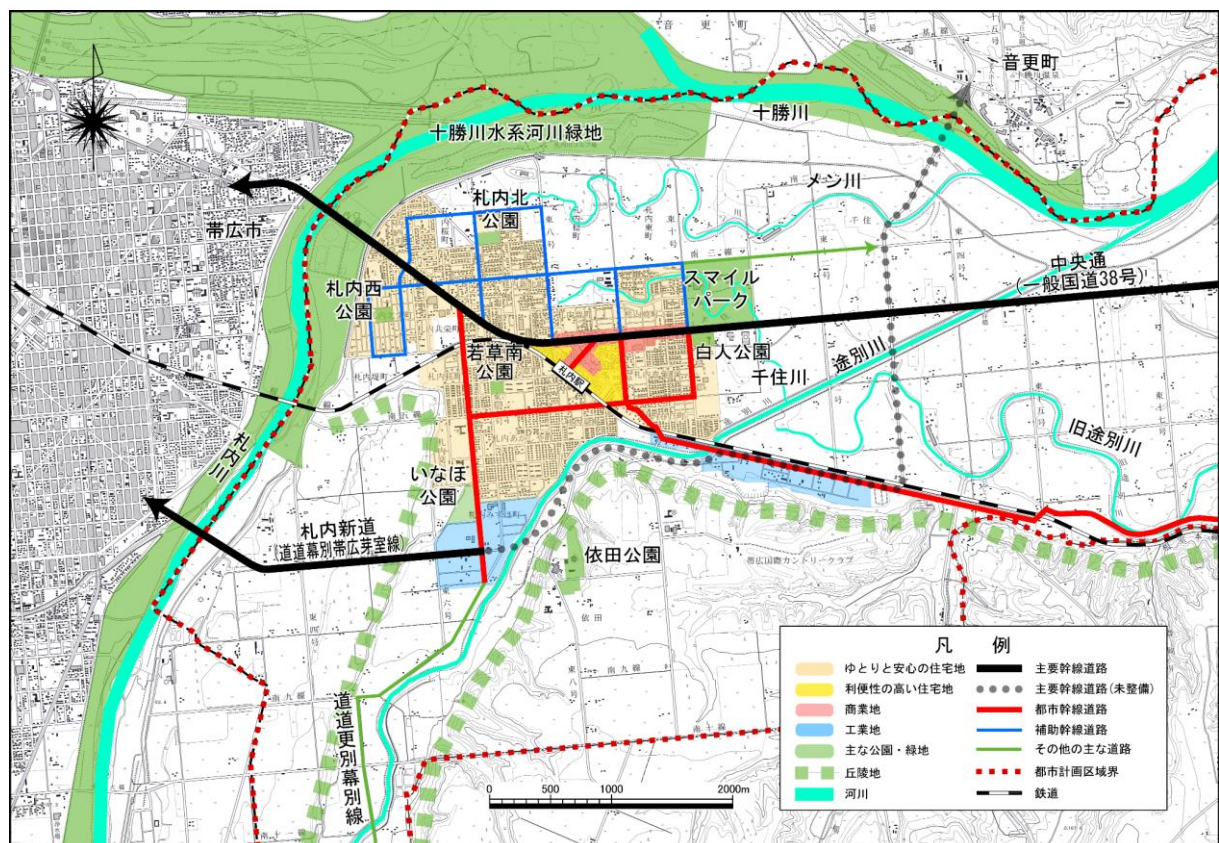


図 土地利用計画図(札内)

(2) 道路・交通体系の方針

①道路の整備

- ・中央通（国道 38 号）及び札内新道（道道幕別帯広芽室線）を含めた圏域環状道路を主要幹線道路と位置づけ、未整備区間の整備を促進し、都市間の円滑な広域交通ネットワークの形成を図ります
- ・止若通、幕別大通及び町道幕別札内線などを都市幹線道路として位置づけます

②公共交通機関の整備

- ・鉄道駅において町内公共交通と接続する交通結節機能の維持に努めます
- ・路線バスは、関係機関との調整を進めながら路線の確保に努めます
- ・コミュニティバスや乗合タクシーといった地域公共交通は、利便性が向上するように運行内容の検討を行い、誰にでもやさしい公共交通機関としての改善に努めます
- ・交通結節点等においては、高齢者や障がい者も気軽に歩ける環境整備に努めます

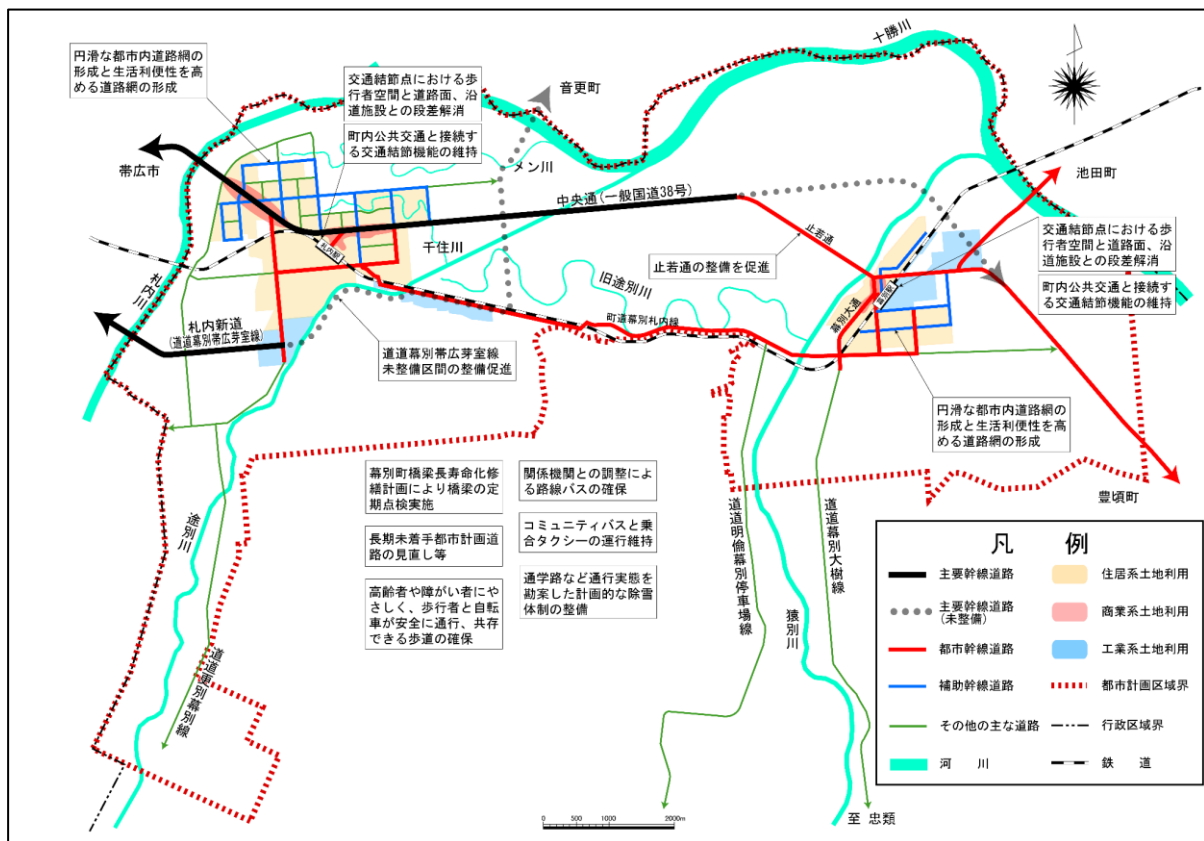


図 道路整備方針図



(3) 公園・緑地の整備方針

①広域公園・都市緑地

- ・十勝エコロジープークや十勝川河川緑地等の大規模な広がりをもつ公園・緑地は、水と緑のネットワークの形成や拠点となる緑地空間として維持・保全に努めます

②総合公園・運動公園

- ・スマイルパーク、明野ヶ丘公園及び幕別運動公園は、景観上や環境保全の拠点であることに加え、災害時においても拠点施設として位置づけます

③地区公園・近隣公園・街区公園

- ・町民にとって最も身近に緑を提供する場であるほか、遊び場、地域コミュニティの場、災害発生時の避難場所等、多様な機能を備えているため、適切な維持管理に努めます

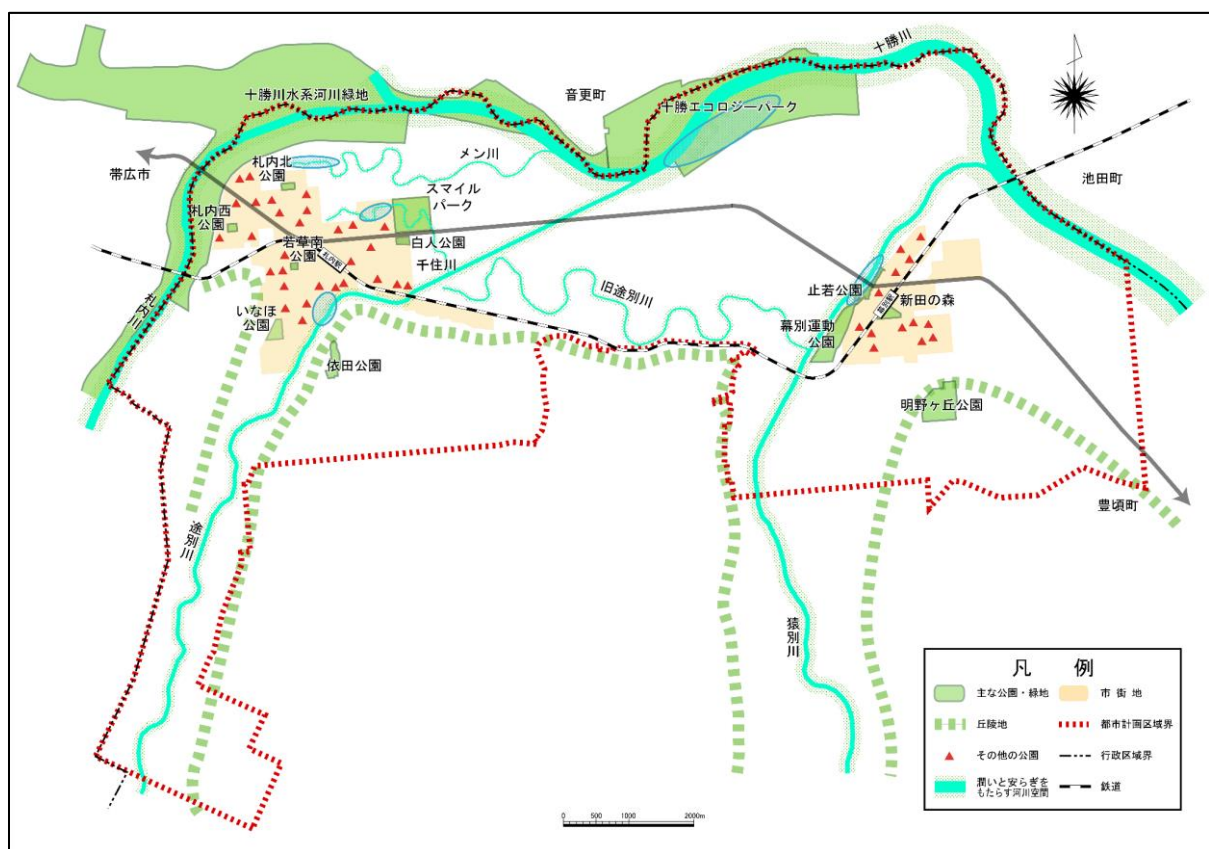


図 公園緑地整備方針図



札内北公園

(4) 下水道及び河川の整備方針

①下水道

- ・十勝川流域下水道との整合を図りつつ、幕別及び札内公共下水道の処理区の統合による効率的で経済的な污水处理を行うとともに、持続的な施設機能を確保します
- ・効率的な雨水排除や公共用水域への速やかな排水を行うため、老朽化した雨水管渠の点検、補修及び強制排水施設の改築更新を含めた適正な管理を行い、都市防災機能の維持に努めます

②河川

- ・近年多発する集中豪雨や台風による災害に対応すべく、河川管理者と連携を図りながら河川改修等により流下能力を確保するなど、都市防災機能の維持向上に努めます

(5) 安全・安心な都市づくりの方針

①防災機能の強化

- ・「幕別町耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化に向けた耐震診断の取組を支援するとともに、耐震化に関する情報提供などに努めます
- ・上水道及び下水道等は町民生活における重要なライフライン施設であり、災害時の都市機能の確保を図るため、施設の耐震性向上に向けた検討や施設整備及び改築更新に努めます
- ・指定緊急避難場所等に誘導標識の設置、防災行政無線の整備を進め、避難場所等の周知のための防災のしおりを配付するとともに、広報や出前講座等により防災啓発に努めます

②防犯機能の強化

- ・犯罪の起こりにくい都市環境を確保するため、街路灯・防犯灯の整備や見通しの確保など地域の状況等を考慮し、防犯機能の強化を図ります
- ・防犯に関する啓発活動の実施や、地域における自主的な防犯活動について「協働のまちづくり支援事業」による支援を図ります

③住民との協働による災害対策

- ・災害発生直後の救援活動や避難活動は、地域住民による自主的・組織的な協力が極めて重要な役割を果たすことから、自主防災組織設立を働きかけ、災害時における地域住民との連携強化を図ります
- ・高齢者や障がい者等、避難行動要支援者に対する円滑な避難を可能とするために、避難行動要支援者への支援体制の整備に努めます

(6) 市街地の整備方針

①地区計画制度等の活用

- ・地区計画制度を活用し、今後においても良好な市街地の形成を図ります

②既成市街地の活性化

- ・既成市街地は、住宅地の空き地・空き家の解消に向けて、空き地空き家バンク制度を活用します
- ・商店街の空き地・空き店舗は、商工会等との連携と商店街の活性化に関する支援事業を活用して、既成市街地及び地域商業業務地の賑わいの創出を図ります

③公共施設等の整備方針

- ・町民生活を支える公共施設等は、都市生活の拠点に適正に配置するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進します
- ・町民ニーズの把握による計画的な整備と適切な維持管理に努めます

④環境の保全に関する方針

- ・環境問題は、事業活動や町民生活に起因するところが大きく、事業者及び町民の協力を得て、公害など環境破壊の防止と監視に努めます
- ・二酸化炭素排出量の削減と合わせて、環境資源の保全と活用により二酸化炭素の吸収を促し、循環型社会の形成に貢献します

⑤街並み・景観に関する方針

- ・魅力的な都市空間を創出するため、道路、河川、橋及び公園などの都市基盤施設の整備において良好な景観の形成に配慮します



みずほ小径

4 地域別構想

(1) 幕別地域

目指すべき地域の姿

人・自然・農 いのちを育む 幕別地域

●思いやりあふれる地域づくり

幕別地域は、町の中心地として古くから幕別町の暮らしを支え、地域コミュニティなどが育まれてきました。このため「人と人とのつながり」を守り、「思いやり」あふれる地域づくりを目指します。

子どもからお年寄りまですべてのひとに対して思いやりのある施設整備を進め、安全・安心で快適な都市空間の形成を目指します。

●農業の魅力を活かした地域づくり

幕別地域の市街地周辺を取り囲む農地は、美しい農村景観を創出し、人々に命の息吹を感じさせます。各地で新鮮な地場農産物の直売が行われており、町民に自然の恵みを与えています。

農村景観を守り、都市生活と農業との交流を進め、町民が身近に農を感じ、いのちを育む喜びあふれる地域づくりを目指します。

●豊かな自然を活かした地域づくり

新田の森や明野ヶ丘公園、十勝エコロジーパークなど市街地内外の緑、豊かな森林や実り豊かな農地、澄んだ流れの猿別川はひとびとに安らぎを与えてきました。

これらの緑と水を守り、市街地と連続した自然環境豊かな地域づくりを目指します。



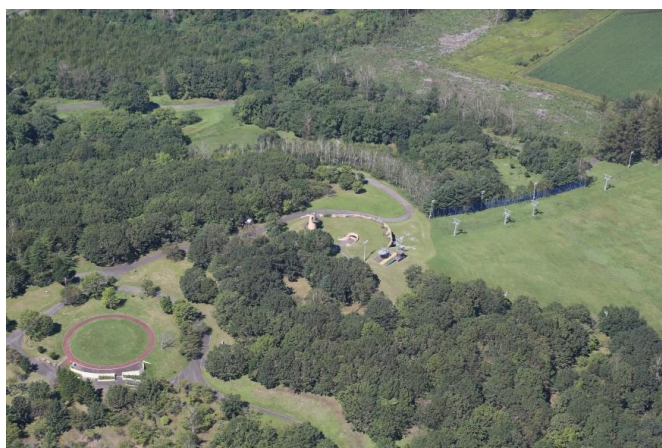
幕別地域航空写真（平成 28 年撮影）

地域づくりの方針

- ・土地利用では1戸建てのゆとりある住宅地を中心に形成するが、J R幕別駅周辺の商業地や公共施設を中心とした地区では、中密度な土地利用を図ります
- ・商業地の活力向上を図るために、日常の買物など生活利便性の向上を図ります
- ・交通体系について主要幹線道路の中央通及び止若通（国道38号）は整備の促進に努めます
- ・市街地周辺の自然環境は、市街地や農地との調和を図りながら保全します
- ・明野ヶ丘公園の再整備については、町民ワークショップなどにより今後の在り方について検討を進めます
- ・下水道は単独公共下水道として供用しているが、老朽化により施設改修に多額の費用を要するため、札内公共下水道との処理区の統合を進めます



図 幕別地域 整備方針図



明野ヶ丘公園

(3) 札内地域

目指すべき地域の姿

調和のとれたみんなが住みよいまち 札内地域

●みんなにやさしい地域づくり

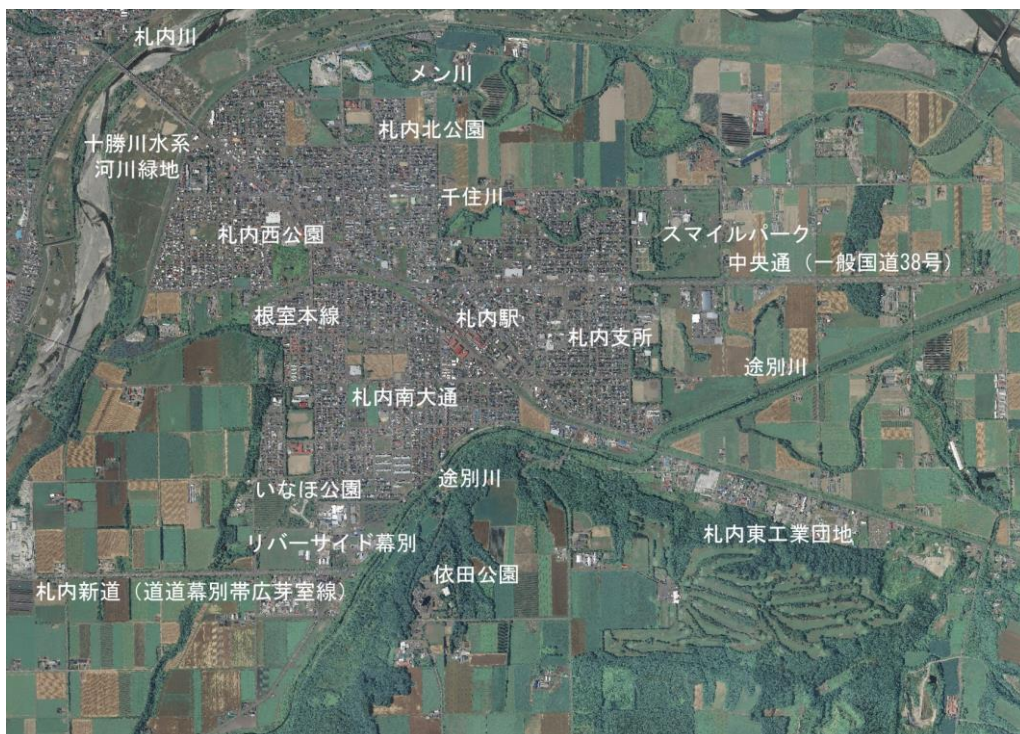
札内地域は帯広市のベッドタウンとして市街地を拡大し、人口が増加してきましたが、平成 26 年度以降は人口減少に転じており、高齢化が進行すると予測されます。このため、高齢者をはじめ、全ての町民に安全で機能的な道路等の公共施設の整備を進め、みんなにやさしい地域づくりを目指します。

●安全・安心な地域づくり

札内地域は、西は札内川、南は途別川、北は十勝川、メン川が流れ、地域に潤いを与えてくれる一方で、市街地の多くが浸水想定区域となっています。また、台風や地震などの自然災害の激甚化により、防災・減災の重要性が高まっていることから、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを目指します。

●既存ストックを活かした地域づくり

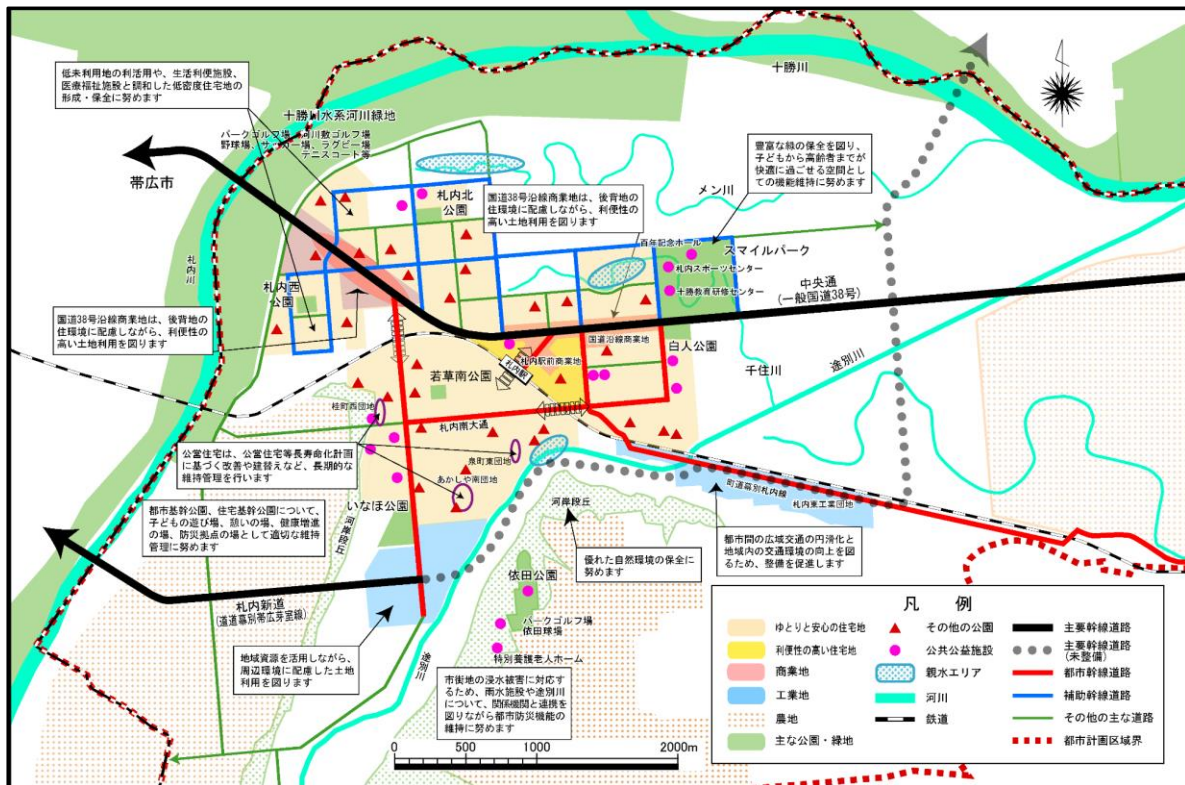
札内地域は、帯広市と音更町に隣接する利便性の高い地域であり、市街地の周辺には河川や農地に囲まれた自然豊かな地域でもあります。そのため、地理的利便性や既存ストックを十分に活用し、活気にあふれた魅力ある地域づくりを目指します。



札内地域航空写真（平成 28 年撮影）

地域づくりの方針

- ・利便性の高さと良好な住環境が調和した中密度の住宅地と、生活利便施設や医療福祉施設と調和した低密度住宅地の形成・保全に努めます
- ・商業業務地は空き地・空き店舗の有効活用を検討し、賑わいの創出や交流の場として多様な都市機能の集積を進めます
- ・沿道商業業務地を配置して利便性の高い土地利用を図ります
- ・帯広圏域環状線の未整備区間について、都市間の広域交通の円滑化と地域内の交通環境の向上を図るため整備を促進します
- ・市街地周辺の河川は大雨などの異常気象による災害時には洪水の原因にもなることから、関係機関と連携を図りながら、平常時から適正な維持管理に努めます
- ・スマイルパークやいなほ公園、札内北公園など水と緑の豊富な公園が配置されており、引き続き適切な維持管理に努めます
- ・公営住宅については、安全で快適な住戸の形成に向け公営住宅等長寿命化計画に基づき改善や建替などを行い、長期的な維持管理に努めます



幕別町都市計画 マスタープラン 【概要版】

幕別町建設部都市計画課

〒089-0692

北海道中川郡幕別町本町130番地 1

TEL:0155-54-6623

FAX:0155-54-3611

<https://www.town.makubetsu.lg.jp/>

